

平成30年第5回日高市農業委員会議事録

開催月日	平成30年5月25日(金)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後2時15分					
議長	横手 澄男					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	横田 拓也	出席	8	江連 喜美	出席
	2	島村 実	出席	9	福井 一洋	出席
	3	島村 芳孝	出席	10	横手 澄男	出席
	4	清水 典子	出席	11	浅田 カヨ子	出席
	5	梅澤 三子	出席	12	福嶋 輝幸	出席
	6	佐藤 茂男	出席	13	森谷 進	出席
	7	道谷 淳史	出席	14	鳴河 のり子	出席
推進委員 農地利用最適化	1	師岡 一夫	出席	4	鈴木 國昭	出席
	2	紫藤 清司	欠席	5	庄司 等	出席
	3	眞通 昭彦	欠席	6	本藤 利一	出席

議事 関係 出席者	
事務局	事務局長 小鹿野 高光 主幹 須田 幸知 主査 大森 充浩 主事 榊 有也
傍聴人	
議事	
日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第4	議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第5	議案第23号 農用地利用集積計画(案)の決定について
日程第6	専決処分の報告について
その他	

<p>議 長</p>	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>これより、本日の会議に入ります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は7番、11番にお願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>3 番</p>	<p>日程第2 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第2 議案第20号農地法第3条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の3番より申請地の状況について説明をお願いします。</p> <p>20日に現地確認をしました。申請地は膝より少し上ぐらいの丈の雑草が繁茂していました。周辺の農地はきれいに管理されていました。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>先月の総会時でも説明しましたが、譲受人は、昨年に日高市内の農地を相続にて権利を取得し、夏頃から大豆、リンゴなどを作付し、耕作をしている状況です。</p> <p>また、日高市以外の農業従事については、深谷市内にある農園に勤務し、露地野菜を栽培して販売をしていたとのことです。昨年の年間従事日数は180日で農業収入もあったとのことです。</p> <p>今回についても地続きとなる農地を取得し、経営地を拡大することとしています。なお、前回の申請に当該土地が含まれなかった理由は、所有者との交渉が原因と聞いております。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。</p>
<p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可と決しました。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>2 番</p> <p>議 長</p>	<p>事務局より2番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の2番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>21日に現地確認をしました。申請地は高萩南直売所を南に進み、手押しの信号のある交差点を東に進んだ先に位置します。申請地はきれいに管理されており、申請人の経営する農地では様々な作物が栽培されていました。申請地では土地所有者が高齢のため管理が難しいとのことから申請人が数年前から耕作していました。そして、今回、合意に至り申請しています。</p> <p>質疑がありましたらお願いします。</p>

委員 議長	ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。
委員 議長	異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可と決しました。
議長	日程第3 議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について 日程第3議案第21号農地法第4条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。
事務局 議長 3番	〈議案朗読〉 本件担当の3番より申請地の状況について説明をお願いします。 申請地は3条で説明した案件の土地から線路を北側に越えた先の土地になります。現在は、申請地は腰ぐらいの高さの草が生えていました。
議長 事務局	事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、平成29年11月に除外認可を受けております。なお、除外申請時は父親の土地を借用しての地縁住宅の内容でしたが、父親が亡くなり土地を相続したため、4条の申請となります。
議長 12番	当初、父親の面倒を見る事を第一の目的としており、その目的はなくなりましたが、申請人は現在、借家にて生活しており、子どもが成長するにつれて、生活スペースが手狭になってきたことも理由としていたため、当初の計画どおり申請に至っております。
事務局 議長 委員 議長	申請地の農地区分は第2種農地であり、計画内容が妥当であると判断できることから、許可相当と考えております。 質疑がありましたらお願いします。 分筆されて残った土地の使用予定を教えてください。 おそらく家庭菜園程度の利用と思われます。
委員 議長	質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
委員 議長	異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
議長	日程第4 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第4議案第22号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。
事務局 議長	〈議案朗読〉 本件担当の8番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

<p>8 番</p> <p>議 長 委 員 議 長</p> <p>委 員 議 長</p> <p>議 長 事 務 局 議 長 事 務 局</p> <p>議 長 12 番</p> <p>事 務 局 議 長 委 員 議 長</p> <p>委 員 議 長</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局 議 長 2 番</p>	<p>22 日に 1 番（推進委員）と現地を確認し、譲受人に話を聞いてきました。申請地は県道飯能寄居線沿いにあるかに屋の近くにある信号を西へ 10m ほど進み、その先の道を北へ進むとあります。現在は、1 m ほどの雑草が生えていました。南側は畑として使われていました。譲受人は会社員の息子と暮らしており、自動車 2 台分の土地を確保したいため申請したとのことです。</p> <p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p> <p>事務局より 2 番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>申請地は、県道川越日高線を高麗方面に進み、巾着田から 500m 程進んだ先の右側でクリーニング屋の西側に位置します。現状は、保全管理の状態です。</p> <p>譲受人は現在、借家にて生活しており、子どもの成長につれて、生活スペースが手狭になってきたことから、親の所有する土地を借りて、住宅を建築する計画をしたものです。</p> <p>申請地の農地区分は第 2 種農地であり、計画内容が妥当であると判断できることから、許可相当と考えております。</p> <p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>今後の活用を考慮し、申請地の東側の 42 番 1 の土地は畑で残りますが、通路となる幅員を教えてください。</p> <p>2 m 以上は確保してあります。</p> <p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p> <p>日程第 5 議案第 2 3 号 農用地利用集積計画（案）の決定について</p> <p>日程第 5 議案第 2 3 号農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題とします。事務局より 1 番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の 2 番より申請地の状況について説明をお願いします。</p> <p>21 日に現地確認をしました。申請地は中沢のニチバンを東側に 150m ほど</p>
---	---

<p>議長 事務局</p>	<p>進んだ先に位置します。現在は、ブルーベリーは作付けされていませんでした。</p> <p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>申請人は日高市の認定農業者であり、ブルーベリー研究会に所属しています。主な栽培作物はブルーベリーです。申請地は申請人の経営地に近接しており、農地を集積して経営拡大を目的としているものです。</p>
<p>議長 1番（推進委員） 事務局 議長 委員 議長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>利用権の設定期間の上限を教えてください。</p> <p>譲受人と譲渡人において、期間を設定するため、特に上限はありません。</p> <p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認とすることでよろしいでしょうか。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。（案）を消してください。</p>
<p>議長 事務局 議長</p>	<p>事務局より2番の朗読をお願いします。</p> <p><議案朗読></p> <p>本件担当の6番、8番、12番より申請地の状況について説明をお願いします。</p>
<p>6番</p>	<p>申請地は県道日高川島線の南平沢地区と田波目地区の境になるあたりの道路を北へ進んだ土地になります。現在は栗の木があり、腰ぐらいの高さの下草が生えていました。</p>
<p>8番</p>	<p>21日に現地確認をしました。申請地は楡木にある農協の直売所とこまの郷の間の道路を南に200mほど進んだところにあります。南側の土地は栗の木が3本あり、北側の土地には栗の木が2本ありました。</p>
<p>12番</p>	<p>申請地は北平沢の交差点を東に進み、踏切を超えた先にあります。現在は栗の木があり、下草がかなり生えている状態でした。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>申請人は平成29年8月に設立された法人であり、これまでの事業実績としては、作業受委託を受けて栗の選定・収穫等をしていたほか、栗を使った商品の企画も行っていました。</p> <p>将来的には、農地所有適格法人として栗の生産等の事業を計画しているため、今回の利用権設定の申し出に至っております。なお、当該設定地については、作業受委託で携わっていた土地になります。</p>
<p>議長 13番 事務局</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>借受人はどれぐらいの規模で作付けをしていますか。</p> <p>これまでは今回の申請地の作業受委託を受けていたため、今回の申請面積</p>

13 番 事 務 局	分を作付けしていました。 借受人の年齢を教えてください。 代表の方の年齢はわかりませんが、実際に作業等に携わる役員は 30 代です。
5 番 事 務 局	経営をするにあたって人手は足りていますか。 基本的には3名で経営をしていきますが、収穫時期にはアルバイトを雇用する計画です。
議 長 委 員 議 長	質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認と いうことよろしいでしょうか。
委 員 議 長	異議なし。 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。
議 長 委 員	日程第 6 専決処分の報告について 日程第 6 専決処分の報告について、質疑がありましたらお願いします。 ありません。
議 長 13 番	その他 委員からその他ご発言があれば、お願いいたします。 最近、総会を欠席する委員が多いと思います。できる限り予定を調整して総会に出席するよう心がけましょう。
議 長 委 員 議 長	委員からその他ご発言があれば、お願いいたします。 ありません。 以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。

署 名

上記会議の次第は、農業委員会事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

印

議 事 録 署 名 委 員

印

印